

調布市産後ケア事業 業務委託募集要項

令和8年10月

調布市子ども生活部子ども家庭センター（母子保健担当）

1 案件名称

調布市産後ケア事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

出産後、支援を希望する産婦及び乳児（以下「母子」という。）に対し、心身のケア及び育児サポート等を行う事業を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、もって子育て支援の充実を図ることを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後の母子に対するケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、短期入所型及びデイサービス型、アウトリーチ型による産後ケア事業を提供できる事業者を募集する。

(2) 業務内容

- ① 母子に対する保健指導及び授乳指導に関すること（乳房マッサージを含む。）
- ② 母体の休養及び体力回復に関すること
- ③ 育児指導に関すること（沐浴指導を含む。）
- ④ 乳児の発育又は発達相談に関すること
- ⑤ 食事の提供（短期入所型のみ）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

※本市の承認を受けていないサービス提供については、本委託業務外の取扱とし、委託料の支払いを行わないだけでなく、事故発生の際の対応についても受託者において行っていただくこととなるため、特に留意すること。

(3) 実施要件

「調布市産後ケア事業実施施設運営基準」を満たしていること

(4) 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※契約は単年度契約とし、予算の成立をもって発効する。

(5) 事業実施内容の変更

契約期間内に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、速やかに市に報告し、協議を行うこと。変更の内容によって、実地調査を実施することがある

ため、対応すること。

(6) 次年度の契約更新

契約の更新にあたっては、調布市産後ケア事業業務委託契約更新申請書（様式7）を提出すること。事業実施内容に変更がなく、かつ、2（3）実施要件を満たしている場合は、本市と委託事業者において協議し、継続して契約することができる。事業内容変更等により必要があれば資料の提出、実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。翌年度の更新の可否については、本市から通知する。なお、委託契約の更新は、市全体の産後ケア事業の利用見込量や予算額に応じて決定するため、認められない場合がある。

(7) 委託料及び利用者負担額

参考として、令和8年度の委託料及び利用者負担額は、別紙1及び2のとおりである。

令和9年度の委託料は、予算確保の状況に応じて変動する場合がある。

※アウトリーチ型の委託料には、利用者の居宅へ訪問するための交通費も含まれる。

(8) 利用者負担額

事業者が利用者から徴収することができる利用者負担額は、別紙2のとおりとする。

3 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす者とする。

ア 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

イ 納税義務者にあつては、国税及び市税の未納がないこと。

ウ 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

エ 破産者で復権を得ない者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）及びその関係者でないこと。

カ 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。

4 新規事業者の応募（申請）方法

(1) 応募（申請）の流れ

① 申請書類の提出

- ②事業実施予定施設の実地調査
- ③ 審査結果通知・業務委託契約
- ④ 事業開始

※応募（申請）から審査結果通知までの期間は３か月程度

（２）提出書類

提出書類については、郵送・持参の場合、正１部、副２部（副は複写）の計３部提出すること。⑥を除き、データによる提出でも差し支えない。

- ① 調布市産後ケア事業業務委託事業者申請書 様式１
- ②調布市産後ケア事業業務委託事業者誓約書 様式２
- ③ 事業者概要 様式３
- ④ 業務実績 様式４
- ⑤ 産後ケア事業実施基本計画書 様式５

※実施場所が同一施設内で月齢により所管が変わる場合は、所管ごとに提出

- ⑥ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書 様式６

※助産所のみ提出

- ⑦ 事業実施施設の平面図 A４判で任意様式
- ⑧ 医療法における病院、診療所、助産所の届出等の写し
- ⑨ 損害賠償保険証書等の写し

※実地調査時の提出でも差し支えない

（３）提出方法

申請書類の提出方法は、郵送又はメールにて送付すること。持参しても差し支えない。持参する場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前８時３０分から午後５時までに、事前に連絡のうえ、持参すること。提出先は、「６ 担当課」と同じ。

※申請書類は、調布市ホームページからダウンロードすること。

※提出書類については、正１部、副２部（副は複写）の計３部提出すること。

（４）申請上の注意事項

ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類については、調布市個人情報の保護に関する法律施行条例及び調布市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

5 実地調査、審査及び結果通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

6 担当課

調布市子ども生活部子ども家庭センター（母子保健係）

住 所：〒182-0026 調布市小島町 2-33-1 文化会館たづくり西館 4 階

電 話：042-441-6081

F A X：042-441-6101

メー ル：kokasen@city.chofu.lg.jp

【別紙Ⅰ】

区 分			委託料（※）	備 考
デイサービス型	基本料金	利用カードA（住民税課税世帯）	15,000円	1日につき
		利用カードB（生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯、住民税非課税世帯）	18,000円	1日につき
	事務手数料		1,000円	1回につき
	支援加算		7,000円	1日につき
	キャンセル料		8,000円	利用前日（利用除外日を除く）の午後5時以降にキャンセルがあった場合
短期入所型	基本料金	利用カードA（住民税課税世帯）	31,500円	1日につき
		利用カードB（生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯、住民税非課税世帯）	35,000円	1日につき
	事務手数料		1,000円	宿泊数にかかわらず1回につき
	支援加算		7,000円	1日につき
	キャンセル料		15,000円	入所前々日の午前10時以降にキャンセルがあった場合で、宿泊数にかかわらず1回につき
アウトリーチ型	基本料金	利用カードA（住民税課税世帯）	10,000円	1日につき
		利用カードB（生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯、住民税非課税世帯）	11,500円	1日につき
	事務手数料		1,000円	1回につき
	支援加算		7,000円	1日につき
	キャンセル料		6,000円	利用前日（利用除外日を除く）の午後5時以降にキャンセルがあった場合

※令和9年度の委託料は、予算確保の状況に応じて変動する場合がある。

【別紙 2】

区分	利用者負担額		
	デイサービス型	短期入所型	アウトリーチ型
利用カード A（住民税課税世帯）	1 日につき 3,000 円	1 泊 2 日 7,000 円 ※ 1 泊 ごとに 3,500 円増	1 日につき 1,500 円
利用カード B（生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯、住民税非課税世帯）	免除	免除	免除